

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化が重要な課題であると認識しており、取締役自らが率先してその重要性を日々、従業員に啓蒙しており、事業運営における法令遵守、経営内容の公正化・健全性の維持に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
池上 勝	545,600	14.21
池上 正	465,000	12.11
株式会社アイティフォー	450,000	11.72
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	246,900	6.43
BNYM SA/NV FOR BNYM CLIENT ACCOUNT MPCJS JAPAN	188,100	4.90
弘田 敬子	132,500	3.45
弘田 了	132,500	3.45
松井証券株式会社	85,800	2.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	83,900	2.18
三菱UFJキャピタル4号投資事業有限責任組合	50,000	1.30

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	8 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
清水恒夫	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
清水恒夫		同氏は、平成21年6月まで株式会社ワコールホールディングス及び株式会社ワコールの取締役でした。株式会社ワコールは当社の仕入先としての取引関係がありますが、一般の取引条件と同様のものであるため、同氏の独立性に影響を与えないものではないと判断しております。	同氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、当社の企業理念に共感し、その実現に向けて強い意志を持って行動して頂けること、経営者として豊富な経験と幅広い知識を有していることから、社外取締役として選任しています。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

--

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会において会計監査人による監査計画や監査の方法及び結果について定期的に報告を受けています。また、監査全般に関する事項について適時会合を開催し、十分な意見交換を実施しています。

内部監査に関しては、内部監査担当が財務報告に係る内部統制の有効性を評価しています。監査役は、当該内部監査担当より、監査計画や監査の方法及び結果について、必要に応じて随時に報告を受けています。また、内部監査担当は会計監査人と定期的に面談を行い、監査に必要な情報について、共有化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
橋本宗昭	他の会社の出身者										△			
岩永憲秀	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
橋本宗昭	○	同氏は平成15年6月まで、ユニチカパークシャー株式会社の取締役でした。ユニチカパークシャー株式会社は当社の仕入先としての取引関係がありますが、一般の取引条件と同様のものであるため、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	同氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、当社の企業理念に共感し、その実現に向けて強い意志を持って行動して頂けること、経営者として豊富な経験と深い見識を有しており、また当社の元常勤監査役であることから、当社についての造詣と幅広い知見と経験を有することから、社外監査役として選任しています。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
岩永憲秀		同氏は平成18年6月まで、当社との間で監査契約を締結している京都監査法人(当時の中央青山監査法人)に在職しておりましたが、既に同法人を退職しており、在籍時も当社の会計監査に関与らず、同	同氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、当社の企業理念に共感し、その実現に向けて強い意志を持って行動して頂けること、及び公認会計士・税理士として財務・会計に関する相当程度の知見と経験を有していることから、社外監査役として選任しています。

	氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
--	------------------------------	--

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	1 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

—

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気向上に寄与し、それが事業拡大に資することを目的に導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役(社外取締役を除く。)、監査役(社外監査役を除く。)、及び社外役員の区分で、それぞれ報酬額を開示しております。平成25年8月期に支払った報酬額は次の通りです。

1.取締役(社外取締役を除く。)	52,673千円
2.監査役(社外監査役を除く。)	4,026千円
3.社外役員	1,470千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の額の決定につきましては、株主総会が決定する報酬総額の限度内において、取締役会決議に基づき決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会上程議案の説明や資料の配付等を事前に実施するなど、十分な情報提供を常勤監査役や取締役等より行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会は、取締役6名(内、社外取締役1名)で構成されており、毎月1回、取締役及び監査役の出席による定例取締役会を開催しております。また、当社では、毎週1回、常勤取締役5名と常勤監査役及び幹部社員による経営会議を実施しており、事業運営上の重要事項の検討等を行っています。

また、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を四半期ごとに開催し、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス体制の強化を継続的に図っております。

当社の内部監査につきましては、内部監査担当者2名が、業務の全般について法令、定款、社内規程等の遵守状況、業務執行手続き及び内容の妥当性について監査を実施しております。

また、内部監査担当は会計監査人と定期的に面談を行い、監査に必要な情報について、共有化を図っております。

当社は監査役会設置会社であり、監査役3名(内、社外監査役2名)で構成されております。監査役は、株主総会と取締役会に出席し、取締役、従業員及び会計監査人から報告を受け、法令上監査役に認められているその他の監査権限を行使しております。

また、監査役会は内部監査担当と連携し、内部統制システムに関する監査を実施し、定期的に会計監査人と面談を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、お客様の声や現場の情報を迅速に経営陣に伝え、迅速に経営判断することに加え、その経営判断が、お客様や社会に受け入れて頂けるものを常にチェックできる体制を構築することが重要であると考えています。当社としては、社外取締役を含む取締役会と、社外監査役を含む監査役会により、業務執行を監督・監査する現体制が最適であると考えています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化と併せて、株主総会招集通知を早いタイミングで発送するよう努めます。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して開催し、より多くの株主の皆様へ、ご出席いただけるよう努めます。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使が可能になるよう検討しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーの作成、公表を検討しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	代表者自身による定期的な説明会の開催を検討しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	代表者自身による第2四半期決算及び年度決算終了後の説明会の開催を検討しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIRサイトを開設し、開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	社長室がIR担当部門となります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、持続可能な発展のために、全てのステークホルダーを重視した経営を行い、オープンで公正なコミュニケーションを通じて、ステークホルダーとの健全な関係の維持・発展に努めることをCSRの方針としております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、従来から企業の社会的責任(CSR)を念頭に、経営を実践しております。環境問題への対応については、エアコンの徹底した温度調整、LED照明の設置、テラスの緑化などを行い、継続的に環境保全活動への取組を進めています。また、社会貢献活動に関しては、WWFへの寄付活動など、豊かな社会の実現とその継続的発展のため、社会貢献活動を積極的に推進しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は事業・財務状況の成果の適時かつ適正な開示を行うことを実践しています。具体的には、社長室長をリーダーとして、金融商品取引法に基づく有価証券報告書、四半期報告書の作成、報告及び評価を目的とした会合を開催する他、必要に応じて随時会合を開催し、情報開示の正確性・公正性及び適時性を確保しています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は取締役会において、以下のとおり「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、業務の有効性、効率性及び適正性を確保する体制を整備しております。

- イ 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a) 役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「企業理念」、「経営理念」、「基本方針」、「経営目標」を制定し、役職員はこれを遵守する。
 - b) 「取締役会規程」、「就業規則」をはじめとする社内規程を制定し、役職員はこれを遵守し健全な企業経営を目指し、経営理念の実現に向け活動する。
 - c) 経営企画室をコンプライアンスの統括部署として、役職員に対する適切な教育研修体制を構築し、道徳を背景とした企業経営を目指す。
 - d) 役職員の職務執行の適正性を確保するため、社長直轄の内部監査担当を選任し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。
また、内部監査は必要に応じて会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。
- ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a) 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱いは「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は磁気的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
 - b) 文書管理部署である管理部は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供する。
- ハ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従い「リスク管理規程」を制定し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。
- ニ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a) 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
 - b) 日常の職務において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の社内規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。
- ホ 当社における業務の適正を確保するための体制
 - a) 「企業理念」、「経営理念」、「基本方針」、「経営目標」を社内で共有し、企業価値の向上と業務の適正を確保する。
 - b) 内部監査による業務監査により、会社の業務全般にわたる法令遵守と適正かつ正確化を確保する。
- ヘ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - a) 監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保する。
 - b) 当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については監査役が行うこととする。
 - c) 当該使用人の人事異動については、事前に監査役の同意を得ることとする。
 - d) 当該使用人の懲戒処分を行う際は、事前に監査役会に報告し、あらかじめ監査役会の承諾を得ることとする。
- ト 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制及び監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - a) 取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
 - b) 監査役への報告・情報提供は速やかに文書をもって行う。
 - c) 取締役及び使用人は、法令違反行為等又は、違反に該当する恐れがあるものについて、通常の職制ラインを通じて通報が出来ない場合は、内部通報制度の窓口である監査役会に対して相談又は通報を行うものとする。
 - d) 通報者が通報又は相談を行ったことを理由として、通報者に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わないこととする旨を社内規程に規定する。
 - e) 通報者が通報又は相談を行ったことを理由として、通報者の職場環境が悪化することのないよう適切な処置を講じる旨を社内規程に規定する。
- チ 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及びその他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
 - a) 監査役又は監査役会が、監査の実施のために必要な費用を請求するときは、監査役又は監査役会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これに応じることとする。
 - b) 代表取締役及び内部監査担当は、監査役と定期的に意見交換を行う。
 - c) 監査役は、取締役会をはじめ、経営会議等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。
 - d) 監査役会は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。
- リ 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - a) 当社は、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
 - b) 当社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- a) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方
 - ・当社の行動規範、社内規程等に明文の根拠を設け、代表取締役社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。
 - ・反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切拒絶する。
- b) 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況
 - ・「反社会的勢力との関係遮断」の基本方針において「反社会的勢力に対する姿勢」について明文化し、全役職員の行動指針とする。
 - ・反社会的勢力の排除を推進するために管理部を統括部署とする。
 - ・取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。

- ・反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から反社会的勢力排除のための情報の収集を行う。
- ・反社会的勢力からの不当要求に備え、平時から警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。

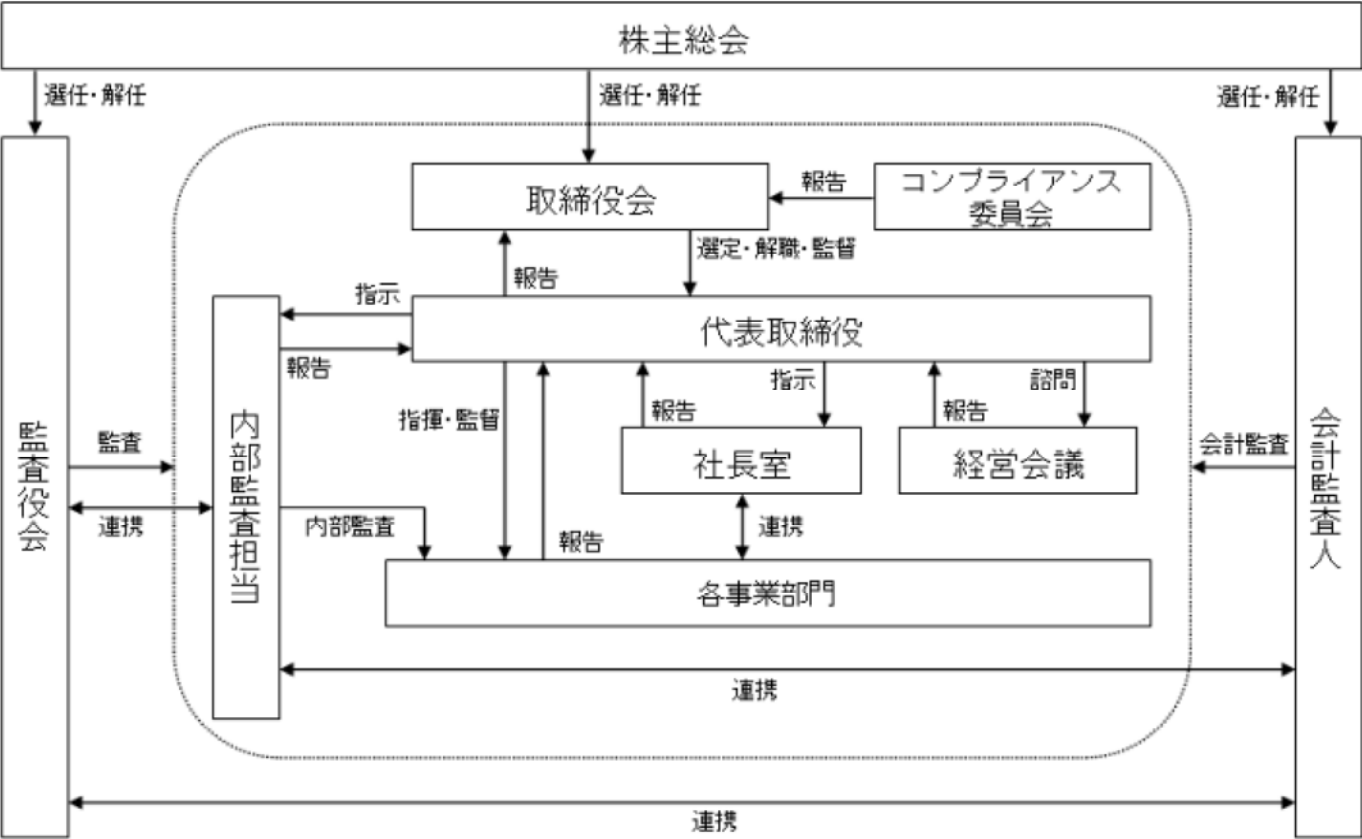
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

